

最大
70万円

貝塚市での 結婚新生活を応援します

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅取得、家賃、引越費用など）の支援を行います。

補助金の上限額

- ①夫婦ともに29歳以下…60万円
 - ②夫婦ともに39歳以下（上記を除く）…30万円
- ※居住誘導区域内世帯…10万円を加算

事業の対象となる世帯

次の①～⑦の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①前年度の3月1日から申請年度の3月末日までに婚姻届受理
- ②婚姻時に夫婦ともに39歳以下
- ③申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録を行っている住所が、婚姻を機に新たに生活を送るための貝塚市内の住宅の所在地である
- ④夫婦の合計所得が500万円未満
- ⑤夫婦ともに市税に未納がない
- ⑥夫婦ともに特定の講座を受講、または相談を行っている
- ⑦生活保護による住宅扶助等を受けていない

受講が必要な講座など

※ 令和8年度から要件追加

本補助金を申請するには、次の①～④のいずれかの受講・相談を行う必要があります。

- ①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換会を含む）
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講（男性の家事・育児参画のための講座を含む）

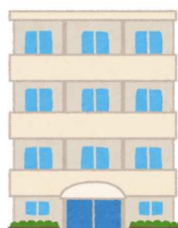
事業の対象となる費用

住宅取得費用



物件の購入費

住宅賃借費用



賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

引越費用



引越しに係る実費

リフォーム費用



修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

申込

申込期間 申請年度の4月1日から3月末日まで
※提出書類等詳しい条件は、貝塚市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら⇒



問い合わせ／貝塚市 子育て支援課 TEL 072-433-7024

Q & A



婚姻時 39 歳であれば、申請時 40 歳でも申請できますか。

婚姻日時点で夫婦共に 39 歳以下であれば申請できます。



事業の対象となる費用は、いつ時点から支払ったものが補助の対象になりますか。

今年度の 4 月 1 日以降に発生した費用が対象になります。



申請したらすぐにお金が貰えますか。

申請後すぐには交付されません。補助金の交付は、交付請求の手続き後に行われます。



講座を受講しないと申請できませんか。

認定の必須要件になりますので、未受講の場合は申請できません。



自分の家が居住誘導区域内に建っているか、どうやって確認すればいいですか。



貝塚デジマップの都市計画図（立地適正化計画）から確認することができます。

URL : <https://www.sonicweb-asp.jp/kaizuka/>

